

富岡町学生向け宿泊費補助制度 利用規約

「富岡町学生向け宿泊費補助制度」（以下：本制度）とは、富岡町をフィールドとして、研究や学習、インターンシップ、ボランティア活動に加え、地域との交流やまちづくりへの参加、文化・芸術活動、フィールドワークなど、多様な学びや経験を目的とした滞在、並びに地域の魅力発見や資源の活用に資する観光・滞在を行う学生を対象に、宿泊費の一部を補助する制度です。

この利用規約は、一般社団法人とみおかプラス（以下：事務局）が運営する本制度の利用に関する条件を、本制度を利用する方と事務局との間で定めるものです。

1. 対象者

富岡町をフィールドとして、研究や学習、インターンシップ、ボランティア活動に加え、地域との交流やまちづくりへの参加、文化・芸術活動、フィールドワークなど、多様な学びや経験を目的とした滞在、並びに地域の魅力発見や資源の活用に資する観光・滞在を行う学生。

ここで定める学生とは、高等学校、大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校、大学校に学習者として在籍する者とする。

2. 対象となる経費

(1) 町内の旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業若しくは住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条に規定する住宅宿泊事業に係る施設又は町長が指定する施設での宿泊費。

※飲食料金その他付随するサービス料金は除く。

3. 補助額の基準

(1) 1泊につき一人当たり 3,000 円。

(2) 申請 1 回につき一人当たり最大 6 泊まで。ただし原則として年度内に 14 泊までを上限とする。

4. 申し込み方法・利用の流れ

(1) とみおかくらし情報館ホームページにある第 1 号様式（申請書）をダウンロードし、必要事項を記入したものと、申請者と宿泊者全員の学生証の写しを、原則として宿泊日初日の 7 日前までに事務局メールアドレス（tomiokaplus@gmail.com）まで送る。

(2) 事務局にて申請書の確認を行い、補助対象と認められた場合、第 2 号様式（採択通知書）が申請者あてにメールにて交付される。

(3) 申請者は、原則として宿泊最終日に事務局（住所：福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央 338、営業時間：10:00～17:00）を訪問する。宿泊した施設から発行された領収書、または宿泊予約サイトから発行された領収書と、宿泊明細書等の必要な証憑類と、第 3 号様式（実績報告書）を提出し、申請内容に相違ないか宿泊実態の証明を行う。申請内容と宿泊実態が異なる場合は、その旨を第 3 号様式（実績報告書）備考欄に記す。

例) 宿泊予定者が体調不良で来られなくなった場合。

備考欄 ○○○○さんは体調不良のため宿泊せず。

- (4) 申請者は、事務局が算出した補助額の補助金と、第5号様式(領収書)を受け取り、第5号様式(領収書)に押印して提出する。

5. 必要な書類と証憑類

(1) 申請時

- (a) 第1号様式(申請書)
- (b) 宿泊者全員の学生証の写し

(2) 宿泊最終日

- (a) 第3号様式(実績報告書)
- (b) 宿泊した施設から発行された領収書、または宿泊予約サイトから発行された領収書
- (c) 宿泊した施設から発行された宿泊明細書、または第4号様式(宿泊証明書)

※宿泊明細書を発行していない宿泊施設においては、申請者が第4号様式(宿泊証明書)を持参し、必要事項を宿泊施設に記入してもらう必要があります。

- (d) 印鑑 ※補助金の交付時に必要となります。

6. 本制度利用の禁止に関すること

- (1) 次に掲げる組織、個人については、本制度の利用をお断りします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者
- ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
- ③ 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者
- ④ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求及びこれに類する行為が認められる場合
- ⑤ 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難な場合や、他の利用者や近隣住民に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
- ⑥ 他人に伝染する恐れのある疾病を有する者
- ⑦ 宗教の勧誘、違法販売セミナー、その他法律に反する目的で利用する者

- (2) 前項に該当する、または該当する疑いがあると事務局が判断した場合は、その時点以降、本制度のご利用をお断りします。

7. 免責規定

- (1) 事務局は、本制度に関連して生じた利用者及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。

- (2) この規定は、事務局に故意または重過失が存する場合には適用しません。

8. その他

- (1) 本制度を利用できるのは、研究や学習、インターンシップ、ボランティア活動に加え、地域との

交流やまちづくりへの参加、文化・芸術活動、フィールドワークなど、多様な学びや経験を目的とした滞在、並びに地域の魅力発見や資源の活用に資する観光・滞在を行う学生に限ります。

- (2) 飲食料金その他付随するサービス料金は除きます。
- (3) 採択通知書の交付後に宿泊内容が変更になった場合は、その時点で事務局に申し出ること。もし、変更を申し出ない場合は補助金の交付ができない場合があります。
- (4) 宿泊をキャンセルした場合、キャンセルした泊数分が補助対象外となります。
- (5) 全国旅行支援など、他の観光補助事業との併用はできません。
- (6) 富岡町教育委員会の行う富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金との併用はできません。
- (7) 各宿泊施設の利用にあたっては各施設の規定に従ってください。
- (8) その他利用規約に記載されていない事項については、関係法令に準じて対応します。
- (9) 本制度は、予算が無くなり次第終了となります。
- (10) 事務局は、本規約を予告なく任意に変更することができます。

一般社団法人とみおかプラス

2023年4月1日

(改訂) 2024年4月1日

(改訂) 2026年4月1日